

8 居宅介護支援

【人員基準】

職種	項目	基準内容
管理者 (省令第38号第3条)	勤務形態	常勤かつ原則専従 介護支援専門員であること。
	兼務の可否	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務に支障がない場合、他の職務(介護支援専門員)又は同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 ただし、兼務している業務の必要上事業所を不在にするような場合等はその他の従業者等を通じて常に連絡できるような体制をとらなければならない。 また、訪問介護や訪問入浴介護等訪問系サービスの従業員を兼務することは一般的に管理業務に支障を来すと考えられる。 併設している介護保険施設での常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。
介護支援専門員 (第2条)	勤務形態	<p>1人以上は常勤であること。(2人目以降は非常勤でも可)</p> <p>なお、標準的には利用者数が35人まで1人、35人を超えた場合は35又はその端数を増す毎に増員することが望ましい(介護支援専門員1人あたりの担当利用者数が35人以内となるよう努めること)。</p>

【介護報酬】

1 基本報酬

基本報酬	単位	算定要件
居宅介護支援費	居宅介護支援費()	指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を介護支援専門員の員数で除して得た数が40未満である場合又は40以上の場合において、40未満の部分について算定する。
	居宅介護支援費()	取扱件数が40以上60未満の場合において、40以上の部分について算定する。
	居宅介護支援費()	取扱件数が60以上である場合において、40以上の部分について算定する。
留意事項	<p>介護支援専門員の員数は、常勤換算方法によること。</p> <p>介護予防支援に係る受託は、介護支援専門員1人あたりにつき8人を限度とする。</p> <p>指定介護予防支援の提供を受ける利用者数には、特別地域加算の対象となる地域に住所を有する利用者に係る件数を含まない。</p>	

2 特別地域加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
特別地域加算	1. なし	居宅介護支援事業所の住所が、別紙「青森県における特別地域加算の対象となる地域一覧」の地域に所在しない場合
	2. あり	居宅介護支援事業所の住所が、別紙地域に所在する場合

留意事項	該当する場合、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
------	--

3 中山間地域等における小規模事業所加算【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等における小規模事業所加算	1. 非該当 (地域) (規模)	(地域)居宅介護支援事業所の住所が、特別地域加算の対象となる地域に所在する場合 (規模)1月あたり実利用者数が20名を超える場合
	2. 該当 (地域) (規模)	次のいずれにも該当する場合は1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を算定。 (地域)居宅介護支援事業所の住所が、中山間地域等に所在する場合 (規模)1月あたり実利用者数が20名以下の場合
留意事項	中山間地域等とは、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域。 実利用者数とは前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均利用者数。前年度の実績が6月に満たない事業所は、直近の3月の平均を用いる。	

4 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	加算届出不要	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。
留意事項	中山間地域等とは、豪雪地帯対策特別措置法等に関する法律に指定されている地域。 通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。 当該加算と3中山間地域等における小規模事業所加算は、それぞれ加算要件を満たしている場合に、重複して算定可能。	

5 初回加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
初回加算	加算届出不要	下記のいずれかに該当 (1)新規に居宅サービス計画を作成した場合 (2)要介護状態区分が二段階以上変更となった場合

6 特定事業所加算【届出必須】

加算等届出事項	算定要件	
特定事業所加算	1 なし	下記の加算要件を満たさない場合
	2 加算	下記の加算要件を満たしている場合
	3 加算	

	<p>イ 特定事業所加算（ ） 1月500単位 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の50以上であること。 (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 (8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 (9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。 <p>ロ 特定事業所加算（ ） 1月300単位 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) イ(3)(4)(9)及び(10)の基準に適合すること。 (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置していること。 (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。
留意事項	<p>イ(1)・ロ(2)関係 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ(2)関係 常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、加算（ ）を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要がある。</p> <p>主任介護支援専門員等の「等」は、平成21年度中に主任介護支援専門員研修課程を受講し、かつ必ず修了する見込みの者が含まれますが、平成22年度以降に受講等の見込みの者は含まれません。</p>

7 医療連携加算

	算定区分	算定要件
医療連携加算	加算届出不要	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として150単位を加算する。
留意事項		利用者が入院してから遅くとも7日以内に状況提供した場合に算定すること。

8 退院・退所加算

	算定区分	算定要件
退院・退所加算	加算届出不要	<p>病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が<u>30日以下</u>であった者が退院又は退所（在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービス（以下、「居宅サービス等」という。）を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）は、加算（ ）として400単位を加算する。</p> <p>入院若しくは入所期間が30日を超える場合は、加算（ ）として600単位を加算する。</p>
留意事項		<p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員と面談を行った場合に算定できる。</p> <p>加算（ ）及び（ ）については、同一月に退院・退所した病院等が同一である場合には、併せて算定することはできない。</p> <p>原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。</p>

9 認知症加算

	算定区分	算定要件
認知症加算	加算届出不要	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合、1月につき150単位を加算する。
留意事項		「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者」とは、日常生活自立度のランク 、 又はMに該当する者をいう。

10 独居高齢者加算

	算定区分	算定要件
独居高齢者加算	加算届出不要	独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合に、1月につき150単位を加算する。
留意事項		<p>介護支援専門員が利用者の同意を得て、当該利用者が住民票上でも単独世帯であることの確認を行っている場合に算定する。</p> <p>住民票による確認を行うことについて利用者の同意が得られなかった場合又は住民票においては単独世帯ではなかった場合であっても、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できる。その場合、アセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載し、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。</p>

11 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

	算定区分	算定要件
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	加算届出不要	利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
留意事項		<p>介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定を行う。</p> <p>利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合のみ算定できる。</p>

【その他】

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

本加算の要件を満たさなくなった場合は、直ちに加算廃止の申し出を行うこと。なお、本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録(別紙)を作成し、2年間保存するとともに、都道府県知事等から求めがあった場合については、提出すること。

3 運営基準違反による減算

加算等届出事項	算定要件
運営基準減算	<p>以下の項目について、<u>1つでも行っていないければ減算となる。</u></p> <p>居宅サービス計画の新規作成・変更にあたり</p> <p>ア 利用者の居宅を訪問して、利用者及び家族に面接する。</p> <p>イ サービス担当者会議の開催または担当者に対する照会等を行う。</p> <p>ウ 居宅サービス計画の原案を利用者または家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。</p> <p>エ 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。</p> <p>居宅サービス計画を新規に作成した場合及び要介護認定の更新・変更認定を受けた場合に、サービス担当者会議の開催または担当者に対する照会等を行う。</p> <p>居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)にあたり、</p> <p>ア 特段の事情がない限り、1月に1回利用者宅を訪問して利用者とは面接する。</p> <p>イ 1月に1回モニタリングの結果を記録する。</p> <p>運営基準違反に該当する場合は、該当した居宅サービス計画に係る月から、当該状態が解消された月の前月まで減算となる。</p>

4 特定事業所集中減算

各居宅介護支援事業所において前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されたものの占める割合が90%を超えている場合に減算される。

(1) 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「3 判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算対象期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位を減算。

	判定期間	減算適用期間
前期	3月から8月まで	判定期間後の10月から3月まで減算
後期	9月から2月まで	判定期間後の4月から9月まで減算

(2) 判定方法

判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。

のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与それぞれを位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法

人別に件数をカウント。

の結果、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与それぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人を特定。

で特定した法人について、その紹介率を算出{ \div $\times 100$ }した結果、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与いずれか1つでも、紹介率が90%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

(3) 判定様式

「紹介率最高法人算出シート」(H18.8.16 付け青高保第764号で通知済み：参考様式)を参考に算出。

当該シートそのものは県への提出は不要。ただし、減算適用の有無の根拠となる資料であり、必ず作成し、2年間保管しておくこと。

「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書」(と同様に通知済み)

- ・ 上記「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式を用いて算出した結果に基づいて作成し、紹介件数が最も多かった法人について記載し、紹介率を算出すること。
- ・ 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれか1つでも紹介率90%を超えていれば、県へ届け出ること。

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれも紹介率90%を超えなかった場合は「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に該当しない旨の届出書」を県へ届け出ること。

<届出書提出期限>

	判定期間	県への提出期限
前期	3月から8月まで	判定期間後の9月15日(必着)
後期	9月から2月まで	判定期間後の3月15日(必着)

提出期限を過ぎてからの提出及び当初提出した届出書については、提出期限を過ぎてからの修正・差替は認めません。

この場合は、届出書を速やかに提出したうえで減算適用期間中は所定の減算を行ったうえで報酬請求してください。

(5) 紹介率が90%を超えた場合の「正当な理由」について

紹介率が90%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、その理由を様式に記載して提出する。

(6) 「正当な理由」と認められる場合

以下(~ のいずれかに該当する場合は「正当な理由」があるものとして減算対象外とする。

居宅介護支援事業者の通常の実施地域(運営規定に定める通常の実施地域)における、訪問介護事業所、通所介護事業所、福祉用具貸与事業所の数が、それぞれサービスごとに見た場合に5事業所未満である場合。

<例：訪問介護、通所介護ともに紹介率90%超の居宅介護支援事業所の例>

通常の実施地域内に、訪問介護は4事業所、通所介護は10事業所ある場合、訪問介護としては正当な理由があると認められるが、通所介護では理由なしと判断されるため、結果的には居宅介護支援事業所として減算適用となる。

特別地域加算を受けている居宅介護支援事業者である場合。

判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下の場合。

) サービスの質が高いなどの理由による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合。

単に利用者がその事業所を希望したから、というだけでは正当な理由に該当するとは認められない。

居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報(実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等)を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実地地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、この項目についてサービスの質が高いと評価した上で特定の事業所を選択するに至った場合は、正当な理由として認められる。

届出書の理由欄に、利用者が特定の事業所を選択するに至った理由を記載し、居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報を適切に提供しているかどうかを立証する資料を添付すること。

例：実施地域内にある居宅サービス事業所のサービス内容や利用料金が比較できる資料等

(単に事業所名・所在地・連絡先だけを記載した一覧表では不可)

正当な理由 に該当する場合、上記添付書類のほか、以下の書類を整備しておくこと。

サービスの質が高いと評価する理由は個々の利用者により異なると考えられるので、個々の利用者から、その事業所を選択するに至った理由を記載した理由書を徴しておくこと。

- ・ 様式は任意。利用者個々の選択の理由が記載され、利用者の署名・押印がある書面とすること。
- ・ 理由は利用者個々によって異なるものであり、一律的・機械的に記載された理由書の場合、利用者から適正に理由書を徴したとは認められない。

実施地域内の居宅サービス事業所の情報について、WAMNET や市町村等からの提供情報などの他に、居宅介護支援事業所において各事業所のサービス内容やサービスの質が高いことについて個別に情報収集している場合、その内容を明らかにした書面・資料等。

届出書・添付書類と併せ2年間保管しておくこと。

(別紙) 特定事業所集中減算に関する届出書に関する留意事項

居宅介護支援費の報酬算定に係る特定事業所集中減算は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」において、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない」とされており、このため、指定居宅介護の提供が特定の事業所に集中することのないよう平成18年4月の介護保険制度の改正において、ケアマネジメントの仕組みが公正中立に機能するとともにサービスの質の向上を目的として、新たに創設されたものです。

<サービスの質が高いと評価する理由について>

特定事業所集中減算に係る届出書を提出した事業所(判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、最も紹介件数の多い法人を位置付けた割合〔紹介率〕が90%を超えた事業所)のうち、正当な理由として「(4)サービスの質が高いなどの理由による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中していると認められる場合」にあたるとして届け出たものにつき一部の事業所に対し確認したところ、その事業所を選択するに至った理由が「単に利用者がその事業所を希望したから」のみという事例がありました。

平成18年8月16日付け青高保第764号通知に基づき、平成18年9月からの平成18年度後期の判定期間以降、以下の場合のいずれにも明らかに該当するときは除き、正当な事由に該当するとは認めないこととします。

- | |
|--|
| <p>ア 居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報(実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等)を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実地地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、この項目についてサービスの質が高いと評価した上で特定の事業所を選択するに至った場合。</p> <p>イ サービスの質が高いと評価する理由は個々の利用者により異なると考えられるので、個々の利用者から、その事業所を選択するに至った理由を記載した理由書を徴している場合。</p> <p>ウ 実施地域内の居宅サービス事業所の情報について、WAMNETや市町村等からの提供情報などの他に、居宅介護支援事業所において各事業所のサービス内容やサービスの質が高いことについて個別に情報収集している場合、その内容を明らかにした書面・資料等がある場合。</p> |
|--|

参考

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養 管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（抜粋）

3 届出事項に係る事後調査の実施

届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。

4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善が見られない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。

また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。